

○千曲市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止要綱

平成15年 9 月 1 日

告示第 7 号

改正 平成16年11月30日告示第115号

平成23年12月22日告示第71号

平成25年 3 月22日告示第21号

令和 3 年11月26日告示第90号

(入札参加停止)

第 1 条 千曲市建設工事請負人選定委員会（以下「委員会」という。）は、千曲市建設工事入札参加資格者名簿及び測量・調査・設計コンサルタント入札参加資格者名簿に登載された者（共同企業体にあつては、その構成員を含む。以下「入札参加資格者」という。）又はその使用人が、別表第 1—1、別表第 1—2、別表第 2 及び別表第 3 の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該入札参加資格者について入札参加停止を行うものとする。

2 委員会が入札参加停止を行ったときは、市長は建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理業務（以下「建設工事等」という。）の契約のため入札又は落札者の決定を行うに際し、当該入札参加停止に係る入札参加資格者を入札に参加させ又は落札者とし決定してはならない。当該入札参加停止に係る入札参加資格者を現に選定しているときは、選定を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加停止)

第 2 条 委員会は、前条第 1 項の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止について責めを負うべき入札参加資格者である下請負人があるときは、当該下請負人について、元請負人の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

2 委員会は、前条第 1 項の規定により共同企業体について入札参加停止を行うときは、当該共同企業体の入札参加資格者である構成員（明らかに当該入札参加停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

3 委員会は、前条第1項又は前項の規定による入札参加停止に係る入札参加資格者を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加停止の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を行うものとする。

(入札参加停止の期間の特例)

第3条 入札参加資格者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ入札参加停止の期間の短期及び長期とする。

2 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。

(1) 別表第1—1及び第1—2各号、別表第2各号又は別表第3各号の措置要件に係る入札参加停止の期間中又は当該期間の満了後2年を経過するまでの間に、再度それぞれ別表第1—1及び第1—2各号、別表第2各号又は別表第3各号の措置要件に該当することとなったとき。(次号に該当する場合を除く。)

(2) 別表第2第1号から第4号まで又は別表第2第5号から第8号までの措置要件に係る入札参加停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、再度それぞれ別表第2第1号から第4号まで又は別表第2第5号から第8号までの措置要件に該当することとなったとき。

3 委員会は、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 委員会は、入札参加資格者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える入札参加停止の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が36月を超える場合は36月)まで延長することができる。

5 委員会は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。

6 委員会は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該入札参加資格者について入札

参加停止を解除するものとする。

- 7 委員会は、別表第2第5号及び第6号に該当する入札参加資格者のうち、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた入札参加資格者で、違反行為に係る事実の報告等を公正取引委員会に行っていた場合には、入札参加停止の期間の一部を免除することができる。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止の期間の特例)

第4条 委員会は、第1条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより入札参加停止を行う際に、入札参加資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、入札参加停止の期間を加重するものとする。

- (1) 市と締結した契約に係る建設工事等に関し、談合情報を得た場合、又は本市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、入札参加資格者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、別表第2第6号又は第8号に該当したとき。
- (2) 別表第2第5号から第8号までに該当する入札参加資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 別表第2第5号又は第6号に該当する入札参加資格者について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し別表第2第5号又は第6号に該当する入札参加資格者に悪質な事由があるとき。
- (5) 本市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当

該職員の容疑に関し別表第2第7号又は第8号に該当する入札参加資格者に悪質な事由があるとき。

(報告)

第5条 部長は、その所管する建設工事等について、入札参加資格者が別表各号に定める措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、遅滞なく報告書(様式第1号)により、また別表第1—2第1号、第3号に該当した場合は、措置要件の該当の有無に関係なく委員会に報告しなければならない。

(入札参加停止の決定)

第6条 委員会は、前条の報告等に基づいて入札参加停止の決定を行うものとする。

2 委員会は、別表第3の各号に掲げる措置要件を事由として入札参加停止を行うときは、あらかじめ所轄の警察署長に対し、文書により意見を求めるものとする。

(入札参加停止の通知)

第7条 委員会は、次の各号のいずれかを決定したときは、市長に報告し、様式第2号により各部長に通知するものとする。

- (1) 第1条第1項又は第2条の規定により入札参加停止の決定をしたとき。
- (2) 第3条第5項の規定により入札参加停止の期間の変更を決定したとき。
- (3) 第3条第6項の規定により入札参加停止の解除を決定したとき。

2 委員長は、前項の規定により入札参加停止を決定したときは、遅滞なく様式第3号によりその旨を入札参加停止を受けた者に通知するものとする。

(入札参加停止の公表)

第8条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、当該決定をされた入札参加資格者の名称及び所在地並びにその種類、期間及び理由を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、千曲市ホームページへ掲載して行うものとする。

3 第1項の規定による公表の期間は、前条第1項各号の決定をした日から入札参加停止の期間の末日までとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 市長は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第10条 市長は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者が建設工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は建設工事等の契約保証人となることを承認してはならない。

(入札参加停止に至らない事由に関する措置)

第11条 市長は、入札参加停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該入札参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の更埴市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成7年更埴市告示第19号）の規定によりなされた指名停止に関する措置のうち、この要綱の施行の際引き続き継続しているものについては、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成16年11月30日告示第115号）

この要綱は、平成16年11月30日から施行する。

附 則（平成23年12月22日告示第71号）

この要綱は、平成23年12月22日から施行する。

附 則（平成25年3月22日告示第21号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、この要綱による改正前の千曲市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止要綱の規定によりなされた入札参加停止のうち、この要綱の施行の際引き続き継続しているものについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年11月26日告示第90号）

この告示は、令和3年11月26日から施行する。

別表第1—1（第1条、第3条、第4条、第5条関係）

粗雑工事等に基づく措置基準

措置要件		期間
粗雑工事	1 市が発注した建設工事等の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき。	1月以上6月以内
	2 市以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもののうちその内容が重大であると認められるとき。	1月以上3月以内
契約違反	3 第1号に掲げる場合のほか、市が発注した建設工事等の施工に当たり、契約に違反し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	2週間以上4月以内

別表第1—2（第1条、第3条、第4条、第5条関係）

事故等に基づく措置基準

安全管理措置不適切により生じた公衆損害事故	1 市が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	1月以上6月以内
	2 市以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	1月以上3月以内
安全管理措置不適切により生じた工事関係者事故	3 市が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者、又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2週間以上4月以内
	4 市以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者、又は負傷者を生じさせた場合におい	2週間以上2月以内

て、当該事故が重大であると認められるとき。

別表第2（第1条、第3条、第4条、第5条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

	措置要件	期間
贈賄	1 入札参加資格者又はその使用人が、市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき。	逮捕を知った日から 公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで
	2 次のア、イ又はウに掲げる者が、市職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。 ア 入札参加資格者である個人、又は入札参加資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。） イ 入札参加資格者の役員（執行役員を含む。）、又はその支店若しくは営業所（常時、建設工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。） ウ 入札参加資格者の使用人でイに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）	公訴を知った日から 8月以上24月以内 6月以上18月以内
	3 次のア、イ又はウに掲げる者が、市内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 6月以上18月以内 4月以上12月以内 4月以上8月以内
	4 次のア、イ又はウに掲げる者が、市外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、	逮捕又は公訴を知った日から

	<p>又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>4月以上12月以内</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>2月以上4月以内</p>
独占禁止法違反	5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から4月以上18月以内
	6 市又は県内の他の公共機関と締結した契約に係る建設工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から6月以上18月以内
競売入札妨害又は談合	7 入札参加資格者又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から4月以上24月以内
	8 市又は県内の他の公共機関と締結した契約に係る建設工事等に関し、入札参加資格者又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から6月以上24月以内
虚偽記載	9 市が発注する建設工事等の契約に係る一般競争及び指名競争等において、入札参加資格審査申請書、入札参加資格確認資料、その他の調査資料及び工事書類等に虚偽の記載をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上6月以内
不正又は不誠実な行為	10 別表第1—1、1—2及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内
	11 別表第1—1、1—2及び前各号に掲げる場合のほか	当該認定をした日から



	<p>か、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>ら1月以上9月以内</p>
--	--	------------------

別表第3（第1条、第3条、第4条、第5条、第6条関係）

暴力団との関係に基づく措置基準

	措置要件	期間
暴力団関係	<p>1 代表役員等、一般役員等が暴力団員であると認められるとき、又は暴力団又は暴力団員が入札参加資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1年を経過し、改善されたと認められるまで</p>
	<p>2 代表役員等、一般役員等又は入札参加資格者の経営に実質的に関与している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から3月以上9月以内</p>
	<p>3 代表役員等、一般役員等又は入札参加資格者の経営に実質的に関与している者が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上6月以内</p>
	<p>4 代表役員等、一般役員等又は入札参加資格者の経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上6月以内</p>
	<p>5 市が発注した建設工事等の施工において、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が別表第3第1号から第4号までのい</p>	<p>当該認定をした日から2月以上6月以内</p>

ずれかに該当することを知りながら、当該者と契約  
を締結したと認められるとき。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

千曲市建設工事請負人選定委員会  
委員長 様

部長

報 告 書

千曲市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止要綱第5条の規定に基づき、次のとおり報告します。

工事(業務)概要	担 当 部 課 名			
	工 事 ( 業 務 ) 名			
	工 事 ( 業 務 ) 場 所			
	契 約 金 額		工 期	
受注者	商 号 又 は 名 称		許 可 番 号	
	代 表 者 名		許 可 年 月 日	
	所 在 地		入札参加等級格付	
下請業者	商 号 又 は 名 称		許 可 番 号	
	代 表 者 名		許 可 年 月 日	
	所 在 地		入札参加等級格付	
措置要件の概況	該 当 措 置 要 件	別表 第 号、第 号 該当		

別表第1—2措置要件該当行為

工 事 事 故 の 概 要	(1) 事故概要  別添、事故等概要報告書のとおり
	(2) 施工計画書の遵守状況(作業手順どおりの施工が行われているか等)
	(3) 現場指示の的確性(現場指示は適切か等)
	(4) 契約書、設計図書、仕様書、指示書に対する違反の有無
	(5) 法令(建設業法、労働基準法、労働安全衛生法等)違反の有無
	(6) その他参考となる事項(警察、労働基準監督署の事故調査状況及び見解、示談等)
	(7) 事故原因
	(8) 所見(事故についての会社の責任の有無等)

事故概要報告書

		発生日時	
		発生場所	
事故等の発生した工事の概要(工事に関する場合)			
工事名		工期	
工事場所 (住所地名)		工事概要	
元請業者 (代表者氏名)			
事故等の状況			
発生経緯・原因及び事故内容		被害者数・被害者状況等	
		事故被害状況図	
措置状況及び対応方針		報道等の発表等	有・無 ( )
		備 考	

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

部長 様

千曲市建設工事請負人選定委員会  
委員長

入札参加停止について(通知)

次の業者を入札参加停止としました。

商号又は名称	
所在地	
許可番号	
入札参加等級格付	
入札参加停止期間	年 月 日から 年 月 日まで( )
理由	
備考	該当条項

様式第3号(第7条関係)

第 号  
年 月 日

商号又は名称  
代表者氏名 様

千曲市長 印

入札参加停止について(通知)

千曲市の発注する建設工事等の入札参加を、次のとおり停止することとされたので通知します。

1 入札参加停止の理由

2 入札参加停止の期間

年 月 日から  
年 月 日まで

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)